

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成22年3月10日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ニトリ草津栗東店 栗東市小柿七丁目596ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
株式会社ニトリ 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 代表取締役 似鳥 昭雄
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前  
ア大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
午前10時から午後8時まで  
イ来客が駐車場を利用することが出来る時間帯  
午前9時30分から午後8時30分まで  
ウ駐車場の自動車の出入口の数および位置  
出入口3箇所
  - (2) 変更後  
ア大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
午前10時から午後9時まで  
イ来客が駐車場を利用することは出来る時間帯  
午前9時30分から午後9時30分まで  
ウ駐車場の自動車の出入口の数および位置  
出入口5箇所
- 4 変更年月日 平成22年2月23日
- 5 変更の理由  
営業政策のため
- 6 届出年月日 平成22年2月1日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県南部環境・総合事務所総務課 草津市草津三丁目14-75  
栗東市環境経済部商工労政課 栗東市安養寺1-13-30  
草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目13-30
  - (2) 縦覧期間 平成22年3月10日から平成22年7月12日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成22年7月12日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課  
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1